

第 44 期事業報告

はじめに

2024 年度も、政治、経済、災害等多岐に亘り重大な出来事があった年となりました。能登半島で発生した 9 月の豪雨被害、夏以降の米不足は社会問題となり、特に米不足は単なる価格だけの問題にとどまらず、食料安全保障や農業政策に関する重要な課題を浮き彫りにしました。

日本経済は、全体として緩やかな回復を見せていますが、自動車産業の生産停止や物価上昇が影響し、実質 GDP 成長率はマイナス成長となりました。2024 年の春闘ではバブル期以来の高水準の賃上げが実現し、インフレ経済への回帰が見られる中、物価上昇や個人消費の低迷が課題となっています。

2025 年度は、労働力不足への対応を含めたデジタル化等への取組みが拡大傾向にあり企業の設備投資が引き続き進むと想定されていることに加え、物価上昇を上回るペースで実質賃金が改善され、個人消費が回復していくことが見込まれていますが、米国の相互関税政策の発動や中国の経済成長の鈍化等により輸出環境が厳しくなることが懸念され、実質 GDP 成長率見込の下方修正が避けられない情勢となっています。

一方、中長期的に見ると日本の人口は 2030 年に 1 億 2012 万人(内 65 歳以上が 30.8%)、2040 年に 1 億 1284 万人(内 65 歳以上が 34.8%)へと減少し、国内市場の縮小が確実な情勢であることから、国内市場に限定される事業活動については、拡大を見込める状況ではなく、市場縮小の影響を避けられない見通しにあります。

この様な状況下、事業計画に掲げた 5 つの主要課題に取組み、保証機能を通じた社会的役割の発揮に努めてきました。中でも、ソーシャルインパクト評価として、勤労者福祉資金融資制度の現状分析を通して当協会の事業活動等における課題の可視化に取り組むとともに、従前から課題と認識する「勤労者福祉資金融資制度」の周知を目的に、今年度もラジオ CM を実施しましたが、新規実行件数の微増、当協会ホームページへのアクセス数増加といった効果は一定認められたものの、全体的には低調な利用状況から脱却できていません。

事業実績については、経常ベースでは、新規保証引受額が計画を上回ったものの、保証債務残高は計画、前年実績を大幅に下回り減収となりましたが、債務保証損失引当金戻入益の発生により一般正味財産増減額は前年実績を上回り、最終損益は増益となりました。課題の遂行状況は概ね順調であり、事業運営に懸念はありませんが、代位弁済率が上昇していることから、今後の動向を注視していきます。

1 主要計数および決算概況

1. 事業の実績

〔令和6年度主要事業計数の計画比および前年度比〕

(単位:千円、%)

	計 画	実 績	達成率	前年度実績	増減率
新規保証引受額	5,802,831	6,395,563	110.2	5,877,220	8.8
保証債務残高	31,040,411	30,067,468	96.9	35,447,554	▲15.2
代位弁済額*	156,555	174,252	111.3	172,727	0.9
保証債務延滞額*	25,000	38,835	155.3	49,952	▲22.3
求償権回収額	28,806	29,361	101.9	28,956	1.4
求償権残高*	646,440	581,624	90.0	561,727	3.5

(注) 金額は単位未満を切り捨て、比率は小数点第2位を四捨五入。以下、同様に算出。

* を付している項目は少額なほど健全で、達成率100%以下が計画達成を意味する。

(1) 保証引受の状況

① 新規保証引受額

新規保証引受額は2,847件63億9,556万円となり、前年度比で147件5億1,834万円(増減率8.8%)増加しました。実質賃金の改善を含め経済全体が回復する中、計画値を5億9,273万円(達成率110.2%)上回りました。

1件当たりの平均保証引受額は224万円で、前年度より7万円増加しました。

② 保証債務残高

保証債務残高は24,496件300億6,746万円となり、回収額の上振れにより計画を9億7,294万円下回り(達成率96.9%)、前年度比で3,788件53億8,008万円(増減率▲15.2%)減少しました。

なお、保証総額を規制する保証倍率(保証債務残高÷基本財産)は、最高限度50倍に対し21.5倍に収まっています。

(2) 代位弁済等の状況

① 代位弁済額

代位弁済額は129件1億7,425万円となり、計画を1,769万円上回り、前年度比で件数は29件減少したものの、金額では153万円(増減率0.9%)増加しました。

代位弁済率(代位弁済額÷平均保証債務残高)は0.53%で、前年度より0.08ポイント上昇しました。

代位弁済案件 1 件当たりの	令和 5 年度	令和 6 年度
代位弁済額（当初融資額）	109 万円 （192 万円）	135 万円 （228 万円）
償還済み期間（約定融資期間）	44 ヶ月 （100 ヶ月）	45 ヶ月 （104 ヶ月）

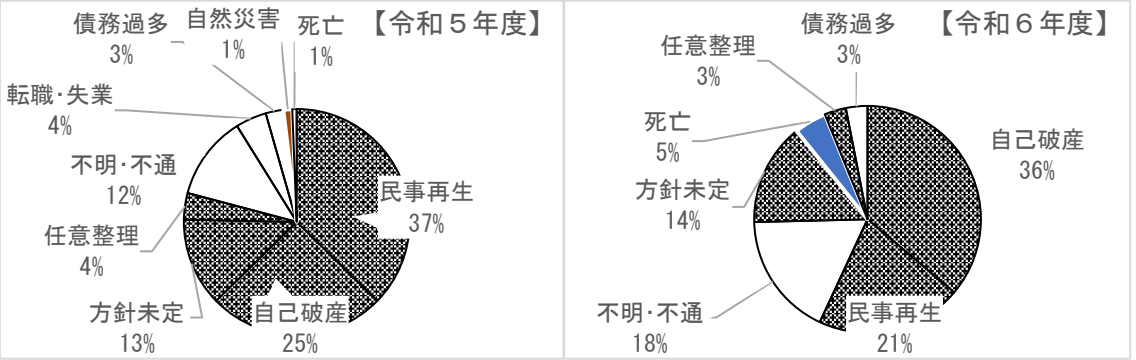
代位弁済案件 1 件当たりの代位弁済額は前年度比 26 万円増加し、当初融資額も 36 万円増加しました。

償還済み期間は 1 ヶ月伸長し、約定融資期間は 4 ヶ月長期化しています。

〔代位弁済の事由別件数・金額〕 （単位：件、千円）

代 位 弁 済 の 事 由	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金 額	件数	金 額
弁 護 士 ・ 司 法 書 士 受 任	125	141,926	97	128,821
うち自己破産（予定含む）	40	42,135	47	66,756
うち民事再生（予定含む）	59	70,448	27	36,159
うち任意整理（予定含む）	6	7,026	4	2,903
うち 整 理 方 針 未 定	20	22,317	19	23,003
自 然 災 害 ガ イ ド ラ イ ン	2	912	0	0
債 務 過 多	4	3,565	4	4,486
転 職 ・ 失 業	7	7,703	0	0
行 方 不 明 ・ 音 信 不 通	19	17,091	23	31,520
死 亡	1	1,530	6	9,425
合 計	158	172,727	130	174,252

〔代位弁済の事由別件数割合〕



（注）網掛け：弁護士・司法書士受任

代位弁済の事由については、自己破産の割合が増加していますが、前年度の傾向から大きく変わることなく、多重債務等による弁護士・司法書士受任が、件数ベースで 74.6%、金額ベースで 73.9%を占めています。

② 保証債務の延滞

2ヶ月以上の延滞は39件3,883万円となり、計画を1,383万円上回り、前年度比で1件増加しましたが、金額では1,111万円（増減率▲22.3%）減少しました。

延滞率（延滞残高÷保証債務残高）は0.13%で、前年度より0.01ポイント改善しました。保証債務残高が減少する中、延滞残高が高止まりしていることから、昨年同様、高い延滞率となりました。

（３）求償権回収の状況

① 回収額

求償権回収額は2,936万円となり、計画を55万円超過し（達成率101.9%）、前年度比で40万円（増減率1.4%）増加しました。債務者の太宗が自己破産、民事再生を選択し、回収環境は依然厳しい状況が続いていますが、着実に回収業務を行い、昨年実績を上回る回収額となりました。

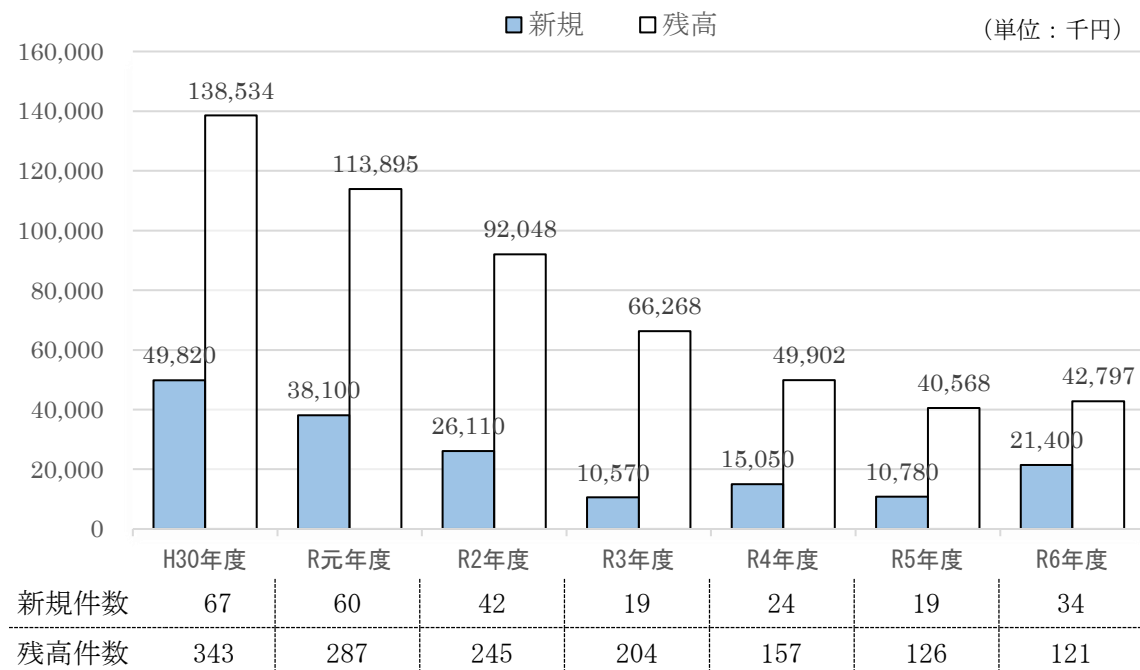
② 求償権残高

求償権残高は450件5億8,162万円となりました。代位弁済額1億7,425万円に対し、求償権回収額は2,936万円、償却額は6,668万円、債権譲渡額は5,842万円（譲渡金控除後）となり、計画を6,481万円下回り、前年度比で件数は46件減少し、残高では1,989万円（増減率3.5%）増加しました。

なお、求償権比率（求償権残高÷保証債務残高）は、前年度より0.35ポイント上昇し1.93%となりました。

（４）北海道勤労者福祉資金融資制度の状況

〔北海道勤労者福祉資金（生活資金）の年度推移〕



〔北海道勤労者福祉資金（生活資金）の令和6年度実績〕

（単位：件、千円）

	中小企業従業員		季節労働者		離職者		非正規労働者		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
新規保証引受額	18	14,640	2	850	1	250	13	5,660	34	21,400
保証債務残高	74	28,403	10	3,805	7	1,529	30	9,060	121	42,797
代位弁済額	0	0	0	0	1	311	1	292	2	603

① 新規保証引受額

新規保証引受額は34件2,140万円となり、前年度より15件1,062万円（増加率198.5%）増加しました。この間のラジオCMやステークホルダーへの周知活動の効果が一定あったものと判断しています。

② 保証債務残高

保証債務残高は121件4,279万円となりました。前年度比件数では▲5件となりましたが、残高では222万円（増減率5.5%）増加しました。

③ 代位弁済額

代位弁済額は離職者向け融資1件31万円と非正規労働者向け融資1件29万円で、前年度比で1件28万円増加しました。

〔北海道からの損失補償の状況〕

（単位：千円）

	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
求償権補填金残高	8,534	8,305	7,308
補填金の受領	48	190	158
補填金の返納	507	408	888
求償権償却の戻入	0	78	249

2. 損益および財産の状況

〔令和6年度主要損益計数の計画比および前年度比〕

(単位:千円、%)

	計 画	実 績	達成率	前年度実績	増減率
経 常 収 益	230,607	257,024	111.5	269,552	▲4.6
保 証 料	226,298	249,535	110.3	263,343	▲5.2
経 常 費 用	177,633	193,793	109.1	195,508	▲0.9
経 費	61,418	55,353	90.1	54,802	1.0
貸倒引当金繰入額	116,215	80,282	69.1	44,915	78.7
債務保証損失引当金繰入額	0	0	—	26,944	▲99.7
債 権 譲 渡 損	0	58,158	—	68,847	▲15.5
経 常 増 減 額	52,974	63,230	119.4	74,044	▲14.6
経 常 外 増 減 額	18,198	18,793	103.3	88	21255.7
一般正味財産増減額	71,172	82,024	115.2	74,133	10.6
正味財産期末残高	2,217,109	2,227,961	100.5	2,145,937	3.8

(1) 経常増減額

① 経常収益

経常収益は2億5,702万円となり、計画を2,641万円(達成率111.5%)上回り、前年度比で1,252万円(増減率▲4.6%)減少しました。

経常収益の大半を占める保証料は2億4,953万円となり、計画を2,323万円(達成率110.3%)上回り、前年度比で1,380万円(増減率▲5.2%)減少しました。

運用益は前年度比100万円増加の440万円となりました。運用先は北海道労働金庫への出資、金融機関預金、および債券となっています。

② 経常費用

経常費用は1億9,379万円となり、計画を1,616万円(超過率109.1%)上回り、前年度比で171万円(増減率▲0.9%)減少しました。

経費は、ラジオCMの実施、インパクト評価に係る業務委託手数料の発生等により、前年を若干上回りました。

貸倒引当金繰入額は、債権譲渡を加味する必要があるため、譲渡損と併せた費用計上は計画を2,222万円、前年度実績を2,467万円上回りました。これは、代位弁済額および求償権残高の推移に呼応し増加したものです。

債務保証損失引当金は、保証債務残高の減少に伴い、繰入を計画しておらず、計画通りとなりました。

なお、引当金繰入額および債権譲渡損が経常費用に占める割合は 71.4%で、前年度より 0.6 ポイント減少しました。

③ 経常増減額

経常収益、経常費用とも計画を上回りましたが、経常増減額については計画を 1,025 万円上回る 6,323 万円となりました。(達成率 119.4%)

(2) 経常外増減額

経常外収入は 1,879 万円で、北海道の損失補填金戻入益の 24.9 万円と、債務保証損失引当金戻入益の 1,854 万円です。保証債務残高の減少により、債務保証損失引当金戻入益は計画を約 100 万円上回りました。

経常外費用は発生していませんので、経常外増減額は 1,879 万円となり、計画を 59 万円上回り(達成率 103.3%)、前年度比で 1,870 万円(増減率 21255.7%)増加しました。

(3) 一般正味財産増減額(最終損益)

経常増減額および経常外増減額の結果、一般正味財産増減額は 8,202 万円となり、計画を 1,085 万円上回り(達成率 115.2%)、前年度比で 789 万円(増減率 10.6%)増加しました。

保証債務残高の減少によって債務保証損失引当金繰入は発生せず、結果、減収増益となりました。

(4) 正味財産残高

正味財産期末残高は 22 億 2,796 万円となり、計画を 1,085 万円上回り(達成率 100.5%)、前年度比で 8,202 万円(増減率 3.8%)増加しました。

なお、基本財産は、基金 5 億円、保証積立資産 9 億円で合計 14 億円、特定資産は、機械化準備積立資産 5,000 万円、経営安定化積立資産 3 億 5,000 万円で合計 4 億円となっています。

3. 経営諸比率

〔令和6年度主要経営諸比率の計画比および前年度比〕

(単位: %、ポイント)

	実 績	計 画 比		前 年 度 比	
		計 画	差 異	前年度実績	増 減
自己資本比率	10.88.	9.96	0.92	9.10	1.78
代弁能力係数	47.25	71.15	▲23.90	33.26	13.99
保証収支率	58.06	56.45	1.61	54.99	3.07

自己資本比率: 保有する資産に対して自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判定する。

(基準: 4%以上)

代弁能力係数: 金融機関における協会保証融資の2箇月以上延滞のものがすべて貸倒となり代位弁済を行っても協会の事業継続に問題がないかどうかを検証する。(基準: 1以上)

保証収支率: 代位弁済額から回収額を控除した純支出額が保証料収入で賄うことができるかどうかを検証する。(基準: 60%以内)

(1) 自己資本比率

自己資本比率は10.88%となり、一般正味財産繰越額(自己資本)の増加、保証債務残高(信用リスクアセット)の減少により計画比で0.92ポイント上回り、前年度比で1.78ポイント上昇しました。

優良保証機関の基準値(4%以上)はクリアしています。

(2) 代弁能力係数

保証債務延滞額(代弁リスク)は減少し、代弁能力係数は47.25となり、計画比で23.90ポイント下回りましたが、前年度比では13.99ポイント上回りしました。

優良保証機関の基準値(1以上)はクリアしています。

(3) 保証収支率

保証収支率は58.06%となり、代位弁済額の増加により計画比で1.61ポイント、前年度比で3.07ポイント上昇(悪化)しました。

優良保証機関の基準値(60%以内)はクリアしています。

2 課題の遂行状況

1. 共生社会づくりに向けた役割の発揮

- (1) 当協会の信用保証事業が、「金融包摂」ならびに「安心して生活できる共生社会の実現」に寄与できているのかを定量・定性的に把握し価値判断するため、ステークホルダーへのインタビュー・利用者へのアンケートを行い、インパクトを可視化したソーシャルインパクト評価に取組みました。
- (2) 様々な社会構造や制度の変化、地域性に適応する保証制度への改正としてマイナ保険証への対応について関係機関と連携して取り組みました。
- (3) 勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする勤労者福祉資金融資（道の勤労者向け融資制度）について、その役割が十分に発揮できるようサポートしました。
 - ① 制度内容の周知を目的とした案内チラシを作成し、札幌市内のハローワーク、社会福祉協議会にも配布しました。
 - ② 利用促進対策と制度内容の拡充について、北海道労働者福祉協議会と連携し北海道に要請しました。

制度内容や条件の変更はありませんでしたが、引き続き、利用しやすい融資制度の構築を目指し、関係機関とともに検討をすすめます。

【北海道への要請事項】

〔要請1〕

政府は、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネット構築、人への投資強化等を目的に雇用保険法等の一部を改正し、労働者が安心して再就職を行うことができるよう、および労働者の主体的なり・スキリング等に対する支援をより一層強化・推進している。また、2024年5月の全国労働力調査では、前年同月比で完全失業者率が横ばいのなか、求職理由別にみると「勤め先や事業の都合による離職」は減少、「自発的な離職（自己都合）」は増加している状況にある。

一方、離職した際の子の教育費を含む一時的な支出への対応等、離職に伴う心理的安全性の確保は不可欠であり、本融資制度が担う役割の意義は大きいと考える。昨年自己都合離職者を本融資制度の融資対象に加えるよう要請を行い、道より今後の動向を注視するとの回答を得ているところであり、改めて政府方針との整合が求められること労働移動の円滑化は社会の要請であること等を踏まえ、離職者の融資条件から離職理由を撤廃し、自己都合離職者を含め失業給付を受給できる離職者全てを融資対象とし、よりシームレスな支援を可能とすることとしたい。

〔要請2〕

今年度より融資対象とする正規常用労働者にNPO法人、医療法人、社会福祉法人等の職員が追加されたが、従前からの求めは「中小企業従業員」から勤務先を限定しない「勤労者」への変更である。

近年、大企業とされてきた企業が減資によって中小企業へ衣替えするケースが相当数ある一方、働き方改革によって多様な人材の活用や働き方が進んできており、勤務先だけで対象者を区別することの合理的な根拠が薄らいでいる。道は、類似制度の状況やニーズの把握を理由に勤務先による区別を残していると推察するが、社会情勢・ライフスタイルの変化等を踏まえ、企業規模等の区別に拘ることなく、一人でも多くの制度を必要とする道民勤労者が利用できるよう制度改正を目指すべきである。

については、融資対象となる正規常用労働者における「中小企業従業員」の制限をなくし、広く「勤労者」に変更することで公的制度における支援の充実と差別・不公平を解消させることが不可欠と考える。

〔要請 3〕

教宣活動を含め、これまで本融資制度の普及に関する要請を繰り返し行ってきたが、運営主体である北海道の対応は総じて消極的であったと感じる。現在、北海道勤労者信用基金協会が一般勤労者（制度未利用者及び制度利用者）、取扱金融機関、社会福祉協議会やハローワークといった先に向けたアンケート調査を実施しており、その集約結果等も踏まえ、改めて本融資制度が道内で働く人にとってのセーフティネット機能として有効活用されるための具体的な対応について協議していきたい。

【北海道からの回答】

〔要請 1 の回答〕

「勤労者福祉資金融資制度」は、道内に居住する中小企業者及びその他の法人の従業員、非正規労働者、季節労働者及び離職者が生活するうえで必要な資金を融資することにより、その生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としており、道としては、本制度を雇用のセーフティネットの一環として運用しているところです。

このようなことから、離職者については、企業倒産など事業主の都合により離職された方を融資対象としているところであり、自己都合離職者の対象化は想定していません。

〔要請 2 の回答〕

本年 4 月から医療法人、社会福祉法人、NPO 法人等の法人に雇用されている方を新たに融資対象として追加しており、このような方々の融資利用状況を注視するとともに、類似している生活福祉資金貸付の特例措置や融資実績、民間金融機関の個人向け商品の取扱状況も踏まえ、対応してまいります。

〔要請 3 の回答〕

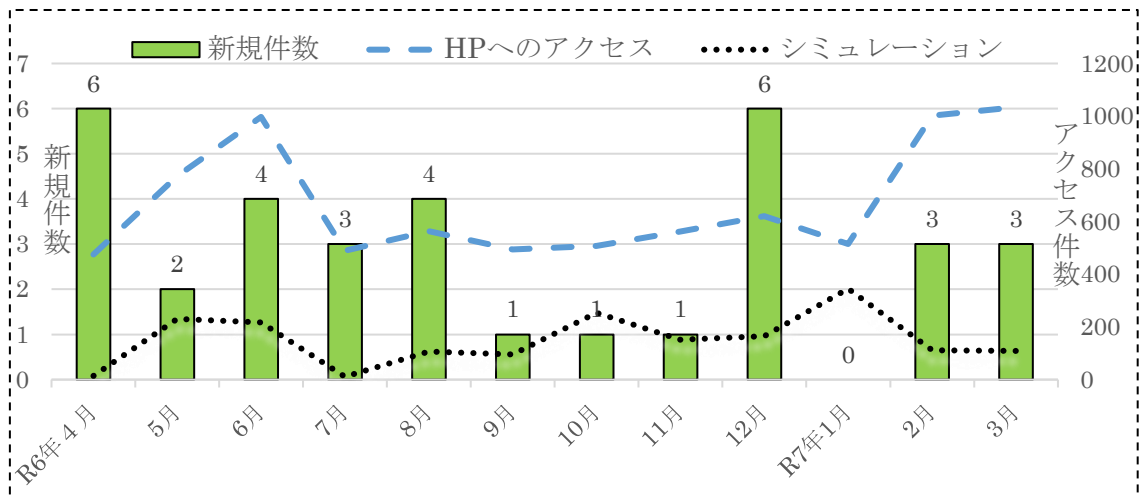
利用促進につきましては、ホームページによる紹介に加え、リーフレットを経済団体や労働団体、公共職業安定所といった公共機関にも送付し、広く周知・PR に努めているところであります。

③ 幅広く道民への認知を高めるべく、ラジオ CM*1 を実施しました。

*1 実施期間：令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで

実施内容：スポット CM (20 秒)×120 本

【令和 6 年度 新規融資件数と当協会 HP・勤福返済シミュレーション件数】



④ 育児・介護休業者、季節労働者、および離職者に対する保証料免除措置を令和 7 年 3 月 31 日まで延長しました。

⑤ 生活困窮者との接点が多く、当協会の理念とも近似する福祉団体と、認知の向上と普及促進に向けた連携について意見交換しました。

(4) 収入減少や転職・離職等に伴い約定返済が困難な保証債務の債務者に対しては、返済金減額等の条件変更に積極的に応じ、求償権の債務者に対しては、現況や弁済実績等を考慮し、生活再生を主眼とする柔軟な対応を行いました。

(5) 勤労者の生活安定と福祉向上を目的として、勤労者・道民の福祉向上に係わる政策・制度の改善や、ジェンダー平等の推進に取り組む北海道労働者福祉協議会の「勤労者福祉向上キャンペーン」に参画しました。

(6) 学生等に対する金融教育を通じて、金融リテラシーの向上および次世代金融人材の育成を行いました。

(7) 公益性および地域社会の課題解決を踏まえた当協会の役割発揮についてインパクト評価の結果を踏まえ、引き続き検討していきます。

2. 自然災害およびパンデミック発生時における支援

(1) 被災者への支援が必要な大規模自然災害や、「自然災害ガイドライン」*2 が適用される事例は発生していません。それら事象が発生した際は、債務者の生活再建や被災地の復興に向け迅速に対応します。

*2 正式名称は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」で、金融機関等における

自主的自律的な準則として、同ガイドライン研究会が策定。大規模災害の影響で返済が困難になった債務者が、一定の要件を満たした場合、法的手続によらずに債務整理を行えることを定めている。

(2) 「自然災害ガイドライン」(コロナ特則含む)に基づく債務整理については発生していません。それら事案が発生した際は債務者の生活再建支援に向け、円滑かつ適切に対応します。

(3) 事象は発生していませんが、新型コロナウイルス等の感染症の流行により勤労者に経済的な影響が発生した場合には、保証料免除や返済条件変更等の支援策を速やかに検討・実施します。

3. 情報発信

(1) 利用者や関係機関に対する「知っていただきたい情報」を、ホームページに掲載しました。

- ① 育児・介護休業者、季節労働者、および離職者に対する勤労者福祉資金融資の保証料免除期間の延長
- ② 当協会が保証引受している道内市町村の自治体提携融資制度の概要(対象者・資金使途・融資限度額・期間・金利)
- ③ 勤労者福祉資金融資対象者の拡大(NPO 法人・社会福祉法人・医療法人等の法人に勤務する方)
- ④ 働く人向け融資制度アンケートの期間延長と協力をお願い
- ⑤ 勤労者福祉資金融資制度のラジオ CM の実施

(2) 定時評議会議案書の配布削減を踏まえ、ホームページに掲載する情報の充実化を図りました。

4. 内部統制の強化

(1) 内部統制の基本方針に基づき、日常的に業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努め、実効性の検証結果を機関会議に報告しました。

(2) 内部統制の基本方針に基づき、コンプライアンスに関する管理態勢の維持、改善を目的とする「2024 年度コンプライアンス・プログラム」を策定しました。当該プログラムに基づき、研修会を実施するなど、役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着に向けた取組みを計画的に実践しました。

(3) 情報セキュリティ管理を徹底し、個人情報の漏洩防止に努めました。個人情報を取扱う業務委託先に対しては、「業務委託取扱規程」に基づき個人情報の取扱状況について調査し、適正な管理態勢にあることを確認しました。

(4) 反社会的勢力排除に関する規程・要領に基づき、保証債務および求償権に対する調査・検証を適切に実施し、反社会的勢力との取引の防止・遮断に向けた取組みを徹底しました。該当事例および該当事例はありません。

- (5) 内部検査規程および実施計画書に基づき内部検査を厳格に実施し、事務処理の適正性を確認するなど、業務・事務の堅確化に努めました。事務事故や不適切な事務取扱いは発生していません。
- (6) 大規模自然災害や感染症流行による非常事態に備え、危機管理態勢の強化に努めました。コンティンジェンシー・プランおよび事業継続計画に基づき、緊急時における行動や事業継続に係る具体的対応について確認、周知しました。
- (7) 外部の講習会やセミナーを受講するなど、公益・一般法人の事業運営に必要なスキルの習得に努めました。

5. 経営基盤の強化

- (1) 保証収支に見合った適正な保証料率の適用を目的に、北海道労働金庫に導入した変動保証料制度において、保証料率に変動はありませんでした。
- (2) 代位弁済の削減に向け、個別事案の他デフォルト傾向の分析・把握を行い、関係金融機関との協議を適宜行いました。
- (3) シミュレーションの精緻化、リスク管理の強化などの対応を行い、安定的な損益基調の維持を図りました。
- (4) 事務コストの縮減に向け事務フローの見直しおよび事務の簡素化・効率化等の検討を行いました。
- (5) 事業計画に基づき、適正かつ効率的な経費の執行に努めました。
- (6) 求償権については、多くの債務者が自己破産および民事再生を選択し、回収可能な債権が限定される状況にありますが、回収の促進に努めました。
 - ① 費用対効果を勘案しつつ、法的手続や債権回収会社（サービサー）への回収業務の委託^{*3}を適宜駆使するなど、最善かつ効果的な回収手段を講じました。
 - *3 令和6年度委託実績（10月末現在）：新規～30件 41,053千円、残高～120件 138,209千円
 - ② 管理コストの軽減と譲渡益の確保に繋げるべく、回収困難な求償権を債権回収会社（サービサー）に債権譲渡（売却）^{*4}しました。
 - *4 令和6年度実績：譲渡債権～50件 59,059千円、譲渡額～633千円
 - ③ 求償権取得後の回収が円滑に行われるよう、債務者の現況や折衝経過について、関係金融機関と緊密に情報交換しました。
 - ④ この1年間で求償権への入金があった債務者に対し、返済意欲の維持と返済の継続を促すことを目的に、入金および残高の履歴を通知しました。（民事再生、給与差押、サービサー委託等の案件を除く 31名、33件）
- (7) 業務に支障をきたすことのないよう各種業務用システムの適切な運用に努めました。
- (8) 日本労信協が開催する保証業務関連の会議に出席するなど、日本労信協および他の地域労信協と連携し、保証事業に係る施策や課題について、情報収集と検討を行いました。
- (9) 職員のウェルビーイングを高め、地域社会への継続的な価値提供に繋がるよう、職員一人一人が主観的な豊かさを実感できる各種支援の充実・あり方を検討しました。

3 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

1. 「内部統制の基本方針」

当協会が「業務の適正を確保するための体制」として定めている「内部統制の基本方針」は、以下の通りです。

(1) 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令並びに定款、および評議員会の決議等に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。
- ② 理事会運営規則および評議員会運営規則に基づき、理事会および評議員会の役割、権限および体制を明確にし、適切な理事会および評議員会の運営を行う。
- ③ 理事および評議員で構成する経営委員会を適宜開催して、事業運営上重要な事項（事業方針、中期経営計画等）について機動的かつ多面的に審議し、その審議内容を理事会に報告する。
- ④ 理事の職務権限規程に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌および決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性および効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、経営委員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款および文書管理規程等に基づき、適切に作成、保存および管理する。

(2) リスク管理に関する体制

- ① リスク管理は、リスク管理方針に基づき、総合的に実施する。また、定期的にモニタリングを実施し、各リスクを把握、分析、評価し、対応方針および対策などを決定し、理事会に報告する。
- ② 法令並びにプライバシー・ポリシーおよび情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行い、情報漏えいの防止等を図る。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や当協会内の規程等に基づき、職務執行担当者および決裁者が自律的に管理することを基本とする。
- ④ 内部検査規程に基づき、事務取扱等の適否を定期的に検査し事務処理の実態を把握するとともに、不備事項についてその対策を講じることで事務処理の改善、能率の向上および事故防止等事務リスクの軽減を図る。
- ⑤ コンティンジェンシー・プランに基づき、大規模自然災害、新型インフルエンザその他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について定期的に確認するとともに、継続的な教育および訓練を実施する。

(3) コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、すべての役職員の意識と行動の指針である役職員行動規範を周知徹底して、法令並びに定款および社会規範等を遵守する。
- ② 役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、コンプライアンス遵守状況に係るモニタリングを定期的実施し理事会に報告するとともに、不正防止等に係る役職員への教育および啓発活動を継続して実施する。
- ③ 役職員は、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し毅然とした態度で臨む。
- ④ 協会内外からのコンプライアンスに関する相談および照会等は、担当窓口を設け対応する。また、コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

(4) 監事の監査業務の適正性を確保するための体制

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会および経営委員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査および質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議および決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事から求められた場合は、監事と協議のうえ、協会職員に監事の職務を補助させる。また、当該職員の任命、解任等については、監事の同意を得ることとする。
- ⑤ 理事又は職員等は、当協会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、および定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに代表理事並びに監事に報告する。
- ⑥ 理事および職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には速やかにこれに応じる。
- ⑦ 代表理事は、定期的に監事と会合を持つなどにより、協会の事業の遂行と健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑧ 監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行う。

また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

2. 運用状況

「内部統制の基本方針」に基づく「業務の適正を確保するための体制」の令和6年度における運用状況は、以下の通りです。

(1) 経営に関する管理体制

- ① 理事会は定款および理事会運営規則に基づき、定例で3回、臨時で1回開催し、法令並びに定款、および評議員会における決議等に従い、業務執行上の重要事項を適正に審議・決定しました。また、理事の職務の執行については、「代表理事の業務執行状況報告」として定例の毎理事会で報告しました。
- ② 決裁権限に従って理事会および評議員会に議案を提案するなど、各々の運営規則にて定めた役割、権限および体制に基づき適切に会議を運営しています。
- ③ 当協会の計画、課題、施策等について、経営委員会で協議し内容を理事会に報告しています。今年度は1回開催し、「次年度事業計画・予算(素案)」「インパクト評価の今後」について協議しました。
- ④ 業務を執行する理事は、理事の職務権限規程に基づき、事業運営を適切かつ迅速に遂行しています。
- ⑤ 規程等で明確化されている職務分掌および決裁権限に基づき、理事・職員等は適正かつ機動的・効率的に職務を遂行しています。
- ⑥ 各機関会議の議事録および理事の職務執行に係る情報については、定款および文書管理規程等に基づき適切に作成し、保存・管理しています。

(2) リスク管理に関する体制

- ① リスク管理方針に基づき、リスク管理指標のモニタリングを定期的を実施し、各種リスクを把握・評価しています。なお、指標の数値はすべて基準内に収まっており、評価結果を理事会に報告しています。

また、一般正味財産増減額および保証収支率を予測する中期経営シミュレーションにおいて、代位弁済率の悪化や保証料率の下振れを想定したリスクシナリオによるストレステストを実施し、経営の見通しについて検証しました。検証結果は理事会および評議員会に報告しています。
- ② 個人情報の取扱いについて、コンプライアンス研修にて注意喚起を行うとともに業務委託先へのモニタリング、業務用端末のインターネット分離、基幹システムのパスワード管理の強化を実施するなど、適切な情報管理を行っています。
- ③ リスクの縮減を図るため、権限の明確化・分散化を規程に網羅するとともに、担当者や決裁者がリスクを自律的に管理できるよう、規程の実際の運用手順等を定めた要領・マニュアルの充実を図っています。
- ④ 内部検査規程に基づき定期的に自己検査を実施し、事務処理の実態を把握しています。不備事項については、迅速に対策を講じ事故防止を図っています。
- ⑤ 大規模自然災害やパンデミックに備え、事業継続計画（BCP）実施要領に基づ

き、平時に行うべき準備や緊急時における連絡体制・手順・役割分担等について再確認し、役職員への周知を図りました。

（３）コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事および幹部職員が率先してコンプライアンス・ポリシーを実践しています。
また、コンプライアンス・プログラムに基づき、法令、定款および社会規範等の遵守に向けた取組みを計画的に行っています。
- ② 実施状況チェックシートによりコンプライアンスの遵守状況に係るモニタリングを定期的実施し、その結果を理事会に報告しています。また、不正防止に係る役職員への教育・啓発については、コンプライアンス研修にて行っています。なお、コンプライアンスに抵触する事案は発生していません。
- ③ 反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力との取引防止と関係遮断に向けた取組みを徹底しています。調査・検証・対応状況については、理事会に報告していますが、該当する事例は発生していません。
- ④ コンプライアンスに関する相談および違反に係る通報等に対し、代表理事、監事、協会顧問弁護士の三つの窓口を設けています。該当する事例は発生していません。

（４）監事の監査業務の適正性を確保するための体制

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、年間監査計画を作成し、公平不偏の立場をもって監査を実施しています。
- ② 監事は、理事会、評議員会、および経営委員会等の重要会議に出席し、理事等の職務執行についての適法性、妥当性を検証しています。
- ③ 今年度監査計画の中で「内部統制システムの運用状況の適正性検証」を重点監査項目と位置づけ、監査しています。
- ④ 監事からは、監事の職務を補助する職員を求められませんでした。
- ⑤ 協会に損害を与える事実、および法令、定款、規程等に対する違反行為に該当する事例はありませんでした。
- ⑥ 理事および職員等は、監事から職務執行状況等の報告を求められた場合は、速やかに対応しています。
- ⑦ 代表理事と監事は、協会の事業の遂行状況や経営実態等について協議し、協会の諸課題について意見交換しています。
- ⑧ 監事は、会計監査人より監査報告を受け取り、その内容について会計監査人から説明を受け、意見交換を行っています。